

八王子市から合併処理浄化槽整備のお知らせ

本市では、浄化槽処理促進区域で**浄化槽市町村整備推進事業**を実施しています。

1. 概要

この事業は、市民の皆さまの衛生的で快適な生活と、河川の水質保全を図るために、**市が合併処理浄化槽の設置と維持管理を行い**、早期普及と適正な維持管理を確保するものです。

浄化槽処理促進区域で単独処理浄化槽を設置している住宅等（一般住宅、事業所、店舗等）が対象で、高度処理型（窒素除去型）の合併処理浄化槽への転換を行います。

単独処理浄化槽は平成13年（2001年）から原則として設置が禁じられていて、法律上**浄化槽ではありません**。令和元年（2019年）には**浄化槽法が改正**され、既存の単独処理浄化槽を解消するための施策が強化されました。

◆◆ 下水道整備区域と浄化槽処理促進区域 ◆◆

本市では、河川等の水質保全及び改善を図るため、市域を「下水道整備区域」と「浄化槽処理促進区域」とに分け、それぞれ公共下水道と合併処理浄化槽の整備・普及を進めています。このお知らせの事業の対象となるのは浄化槽処理促進区域です。

◆ 合併処理浄化槽と単独処理浄化槽 ◆

単独処理浄化槽で処理できるのはトイレから出るし尿のみで、それ以外（浴室や台所等）の生活雑排水はそのままの状態では河川等に流入してしまいます。合併処理浄化槽では、すべての排水を併せて処理することが可能で、生活・自然環境への負荷を大幅に減少させることができます。現在の法律上では、合併処理浄化槽のみが「浄化槽」です。

◆ 浄化槽の大きさ ◆

浄化槽の大きさは、「人槽^{にんそう}」という単位で表現されます。この事業では、50人槽以下のものが対象になります。一般住宅における大きさの目安（JIS基準による）は以下のとおりです。

延べ床面積が130㎡以下	5人槽
延べ床面積が130㎡超	7人槽
二世帯住宅（浴室及び台所が2つ以上）	10人槽

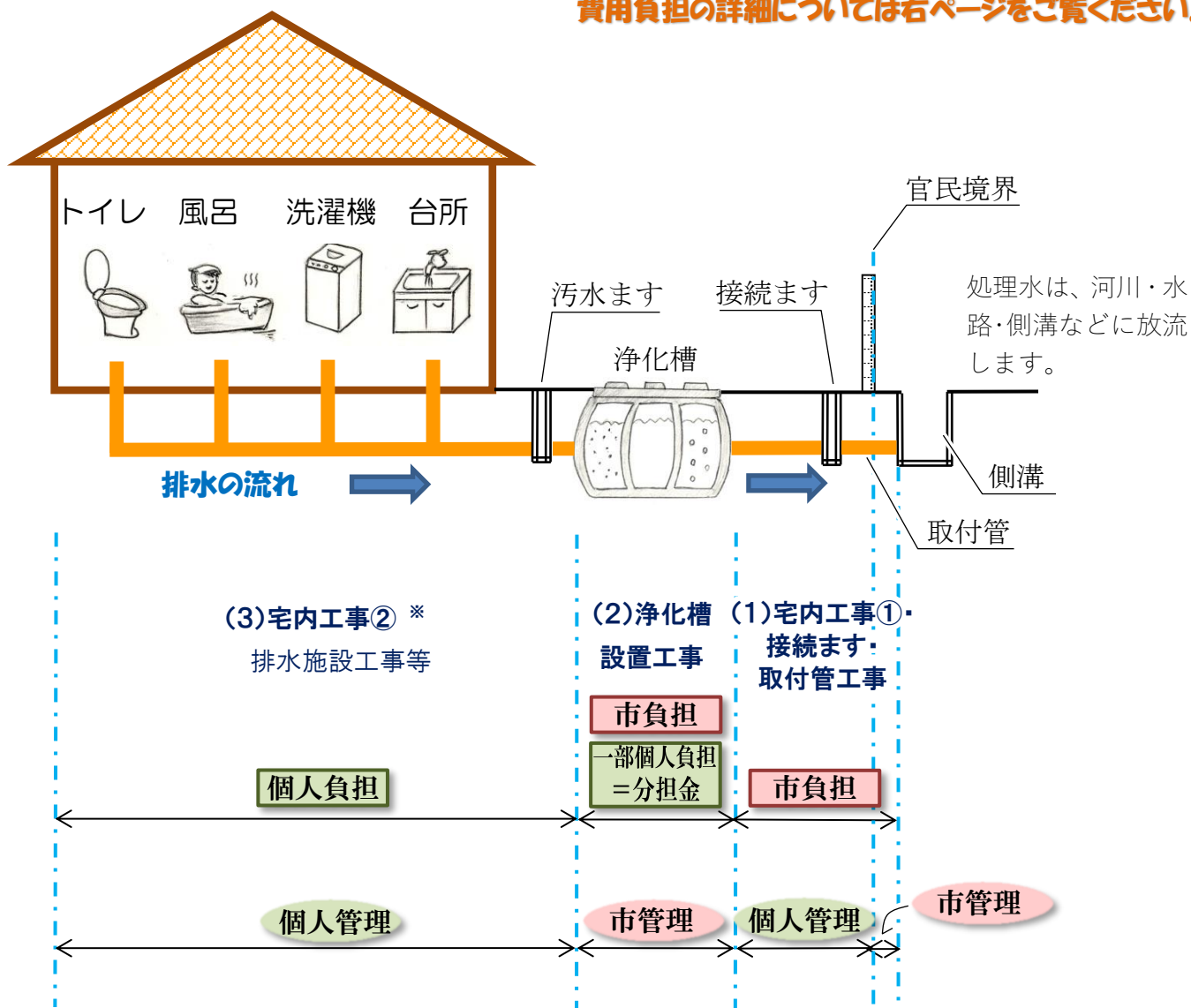
※建築物の使用状況により、上記の表が実情に合わないと考えられる場合は、必ずしもこの表によりません。

2. 浄化槽の設置

この事業を利用して合併処理浄化槽を設置するために必要な工事は、大別すると次の4項目です。工事費用は、家屋や敷地の状況、工事の規模により異なります。

- (1) 宅内工事①・接続ます・取付管工事 ⇒ 市負担
- (2) 浄化槽設置工事 ⇒ 市負担、一部個人負担(=分担金)
- (3) 宅内工事② ⇒ 個人負担
 - { 排水施設工事、配線工事
 - { 支障物件の撤去・移転・復旧
- (4) 既存単独処理浄化槽の撤去・処分 ⇒ 市負担、一部個人負担

費用負担の詳細については右ページをご覧ください。



※宅内工事②は八王子市排水設備工事指定工事店に依頼してください。右の連絡先にご相談することができます。

多摩中央管工事協同組合

0120-570-113

3. 費用について

分担金

浄化槽の設置工事にかかる費用の一部をご負担いただきます。これは1回限りのもので、負担額は以下のとおりです。

(令和2年(2020年)11月現在)

八王子市戸別浄化槽の設置及び管理に関する条例(別表第1 第7条関係)

人槽区分	負担額(円)
5人槽	102,000
6人槽～7人槽	113,400
8人槽～10人槽	138,000

使用料

浄化槽の維持管理にかかる費用を、使用料として市に納めていただきます。

(令和2年(2020年)11月現在)

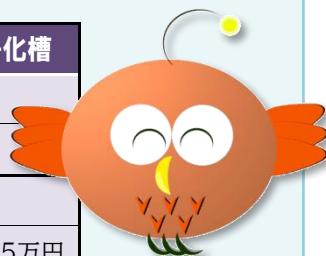
八王子市戸別浄化槽の設置及び管理に関する条例(別表第1 第16条関係)

人槽区分	金額(円/月)
5人槽	3,410
6人槽～7人槽	3,850
8人槽～10人槽	4,950

(既存の単独処理浄化槽を引き続きご利用になる場合との) 費用の比較

浄化槽法は、浄化槽の管理者に対して「3大義務」(清掃・保守点検・法定検査)を定めています。市が設置した合併処理浄化槽では、これらの義務を含めたすべての維持管理を市が行います。使用者には「使用料」をご負担いただきます。(下表でお示している金額は、あくまでも目安です。)

		※1 市設置の合併処理浄化槽	既存の単独処理浄化槽
初期費用	分担金	102,000円	—
	宅内工事(個人負担分)	※2 15～30万円	—
維持費用 (年間)	使用料(月額×12回)	40,920円	—
	清掃(年に1回以上)		※3 2～2.5万円
	浄化槽汚泥処理手数料	すべて市が対応し、費用を負担します。 使用者の負担はありません！	※4 4,000円～
	保守点検(年に3～4回)		※5 1.5～2万円
	法定検査(年に1回)		5,500円
	故障に伴う修繕、 ブロワの交換等		個人が費用を負担して対応



- ※1 5人槽の場合。
- ※2 間取りや既存の配管の状態によって大きく異なります。
- ※3 業者によって、状況によって異なります。全ぱっ気式を使用している場合、年に2回の清掃が義務付けられ、費用も倍になります。
- ※4 一般住宅では4,000円/1㎡です。処理量によって手数料が変わります。
- ※5 浄化槽の方式により点検回数が異なります。年間で必要となる平均的な金額を示しています。

4. 申し込みから維持管理までの流れ

- ① 申出書提出 (住宅所有者)
- ② 現地調査 (市)
- ③ 図面作成 (市)
- ④ 工事計画書 (市)
- ⑤ 承認書 (住宅所有者)
- ⑥ 工事発注 (市)
- ⑦ 工事施工 (施工業者)
- ⑧ 分担金納付 (土地所有者)

※ 工事の開始後に市から送付する納付書によって分担金を納付していただきます。

- ⑨ 工事完了・検査引渡し (市)
- ⑩ 排水施設工事 (住宅所有者)
- ⑪ 浄化槽使用開始届け提出 (使用者)

※ 浄化槽の使用開始後に、使用開始届けを市に提出してください。

- ⑫ 使用料納付 (使用者)

※ 使用が開始されると市から納付書を送付しますので、納期限にしたがって納付してください。

- ⑬ 維持管理 (市)

※ 市が委託する業者が、浄化槽の保守点検・清掃・法定検査(東京都指定検査機関による)のため、定期的に訪問します。

工事は、複数の申出をまとめて1本の工事として発注し入札で受注者を決定しますので、**申し込みの受付から実際の工事開始までに時間を要します。早めの申し込みをお願いします。**

いくつかの過程を経ますが、市が主体となり責任を持って手続きや工事を進めていきます。



単独浄化槽からの臭気の発生等の問題にお悩みの方、
老朽化に伴い単独浄化槽から合併浄化槽への転換を予定している方は、下記までお気軽に問い合わせください。



..... **お 問 合 せ 先**

○申し込み、浄化槽の設置工事・維持管理について

水循環部 水再生施設課 TEL. 042-656-2282
FAX. 042-644-2411
E-Mail. b103100@city.hachioji.tokyo.jp

○分担金、使用料について

水循環部 下水道課 TEL. 042-620-7290
FAX. 042-626-3019
E-Mail. b102000@city.hachioji.tokyo.jp

